〈研究ノートから〉

『修文殿御覧』佚文について

田中幹子

『修文殿御覧』は、北斉の武平四年（五七三）に、文林館の儒官の手によって編纂された三六〇巻の類書である。この書が編まれた後、唐の時代に『芸文類聚』百巻が編まれ、更にそれらを藍本として宋の時代に『太平御覧』千巻が編まれた。この『太平御覧』の名が人口に膾炙したため、現在「御覧」といえば、まず『太平御覧』を想定しがちである。(注1) しかし、『太平御覧』は特に皇帝が海外持ち出しを禁じた書であり、『山槐記』の次の記事より日本伝来の初めは、治承三年（一一七五）であることが証明される。

治承三年二月十三日辛丑、天陰―略―、入道大相国（清盛）六波羅、可被獻唐書於内云々、其名太平御覧云、二百六十帖也、入道書留之、可被獻摺本於内裏云々、此書未被渡本朝也

同年十二月十六日己亥　天晴、今暁東宮（安徳）行啓于外祖父入道太政大臣（清盛）八條亭―略―、有御送物、摺本太平御覧（此書総数三百卷也、卷三帖寅之、不入宮、自大宋商送禅門、未渡本朝書也、後朱雀院御君之時、萬寿之比自御送物、摺本文選文集云々、具見紀朝記、盗被追彼例也）―後略―

『山槐記』の著者である中山忠親は、治承三年二月十三日の時点では、右衛門督兼検非違使別当兼中宮（徳子）権大夫であり、十二月十六日には、東宮（安徳）大夫となっている。つまり忠親は、清盛方に非常に近い人物であり、記事の信憑性は確実と考えられる。従って、治承三年以前に日本の文献にはでてくる「御覧」とは『修文殿御覧』を指すことになる。しかし逆に、治承三年以降の「御覧」が、総て『太平御覧』を指しているわけでもない。この時点で『太平御覧』を見る

ことができたのは、ごく一部の人であるし、また『修文殿御覧』の佚文は嵐義人氏の調査[注3]によると室町時代まで求められることが知られており、かなり長い期間にわたってわが国に影響を与え続けていたことが想像されるからである。ところが、『修文殿御覧』は、現在佚書であるため、その全貌を求める手段としては、佚文をできる限り集め、それらから全体を想像するという方法が最も妥当であろうと思う。現在知られている佚文は、『政事要略』『薬種抄』『香要抄』等にみられるごくわずかなものにすぎないが、『修文殿御覧』の影響力の広範さを考慮に入れるならば、今まであまり注意をむけられることのなかった分野の中にも佚文を見い出し得ると思われる。以前、院政期の歌学書である『和歌童蒙抄』の中に、『修文殿御覧』の佚文と思われるものを二条見出して、紹介させて頂いたことがある。[注4] 今回、さらに一帖気がついたものがあるのでここに掲載させていただきたいと思う。

それは、知恩院所蔵・重要文化財指定『三略』下巻末尾に記されている一条である。料紙に延慶二年（一三〇九）と応長二年（一三一二）の具注暦紙背を用い、墨界に一行一四～一五文字を書写している。返点・送仮名・連続符などの朱訓点が施され

正和二年卯月八日良祐書写

の奥書を持つものである。そしてそこには次のような『修文殿御覧』の佚文が採録されている。

四民用足國乃安楽

修文殿御覧百五十七云、黄石公曰、所謂楽者非金石絲竹也謂民楽其家謂民楽其族謂民楽其都邑謂民楽其政合如是者乃若作楽以持之使不失其和故有徳之徳若以楽楽民移風易俗

不測淵名（朱筆のヲコト点あり）

冒頭で述べたとおり、『修文殿御覧』は『太平御覧』の藍本であるから、記事の一部は常識的には『太平御覧』の中に吸収されていると考えられる。そこでまず両者の項目を比較していくと、この「修文殿御覧百五十七云」という内容は『太平御覧』の、およそ人事部第三六〇巻～第五〇〇巻に相当すると思われる。しかしその部分にはこのような記事は見当たらなかった。また、「黄石公」に関する記事は『太平御覧』を全体を通じて『黄石公記』『黄石公三略』『黄石公陰謀秘訣』の三つの書物から十五条引用されているが、やはりこの部分は存在しない。要するにこの記事は今のところ他文献からは発見できないものである。

しかしこのようにして収集した佚文資料が必ずしも『修文

殿御覧」の原初の姿を保存しているとは言いきれないことを最近感じたのでここにその一例を報告したい。

柳瀬喜代志氏の「中国文学と平安朝漢文学—漢籍受容の一、二のかたちをめぐって—」の中で書名を掲げられている『往生要集外典鈔』（真福寺蔵、平基親撰、文暦二年（一二三五）写、佐藤哲英氏『叡山浄土教の研究』にも『修文殿御覧』の佚文がみられるのだが、その孔雀に関する条が、同時に『御堂関白記』、『太平御覧』にも存在するので、その三つを比較してみた。

『太平御覧』巻九二四＝「太」
『御堂関白記』＝「御」
『往生要集外典鈔』＝「往」

「太」：南越志曰義寧縣杜山多孔雀為鳥不必
「御」：（見御覧孔雀部云）　為鳥不必
「往」：（修文殿御覧云）　孔雀為鳥不女
「太」：疋合止以音影相接便有孕
「御」：匹合正以音影相交便有孕
「往」：迄合正以音韻相接迄便有孕

『往生要集外典鈔』の「迄」は「匹」の異体字である。『太平御覧』の「疋」はもともと左右あい対した足をさし、左右一対で組をなすことから、二つで一組となるものを意味する「匹」に当てて使われた。したがって「匹」と「疋」「迄」は意味上は同じであり「匹合」で、並びあう、似た者同士が組になることを表現していることになる。このような例を別として意味上の差異が生じるのは、傍点を附した四箇所である。内容から考えると、『往生要集外典鈔』の「女」「韻」、「太平御覧」の「止」、「御堂関白記」の「交」は不適切と思われる。つまり、どの本も原典を正確に伝えているとは言い切れないのである。ここに佚文を扱う難しさを感じる。

今後も佚文収集をしながら、わが国に大きな影響を与えた『修文殿御覧』の全貌に迫りたいのだが、その際、佚文はあくまでも佚文であって原典そのままではないことを自戒した上で扱っていきたいと思うのである。

注1　従来国文学の研究において『台記』にある「御覧」の記事を『太平御覧』と解釈されることがままあった。例えば、吉川弘文館『国史大辞典』の「太平御覧」の項目、最近では至文堂『国文学解釈と鑑賞』第五五巻十号「特集平安朝漢文学の世界」に掲載されている柳瀬喜代志氏の「中国文学と平安朝漢文学—漢籍受容の一・二のかたちをめぐって—」等で、

そのような解釈はなされ続けている。しかし史学の分野では、小島小五郎氏の考証（「御覧考」『公家文化の研究』一九四二年）以来、『台記』『通憲入道蔵書目録』の記事にある「御覧」が『修文殿御覧』であることが知られており、その後も森克己氏「宋代製本の禁輸と日本への流伝」（『岩井博士古稀記念典籍論集』所収、昭和三八年六月三〇日）、森鹿三氏「修文殿御覧について」（『東方学報』昭和三十九年十月）、勝村哲也氏「『修文殿御覧』新考」（『鷹陵史学』三・四合併号・昭和五十二年七月）、嵐義人氏「〈新補〉修文殿御覧」（『国書逸文研究』第三号、昭和五十四年八月）等で史実として承認されている。

注2　新増補史料大成『山槐記』。（　）内は、私に注し、傍点も私に附した。

注3　注1で紹介した御論文

注4　拙稿「『和歌童蒙抄』所収の「御覧」について」（『史料と研究』第十八号、昭和六十三年十月）

（本学大学院博士後期課程）